
北海道足寄町
公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

目 次

第1章 計画策定の前提.....	1
1. 本計画策定の背景と目的	1
2. 本計画の位置づけ	2
3. 計画期間.....	2
4. 対象範囲.....	3
5. 推進体制の構築.....	4
第2章 町の概要	5
1. 町の概況.....	5
2. 人口動向.....	6
3. 人口の推計	9
4. 財政動向.....	10
第3章 公共施設管理の現状と将来の見通し.....	13
1. 対象施設.....	13
2. 施設の現状と課題.....	15
3. 将来の更新費用の見通し	22
第4章 公共施設等の管理に関する基本方針.....	24
1. 全体目標の設定	24
2. 維持管理にあたっての基本的な考え方.....	26
第5章 施設分類毎の方向性.....	32

第1章 計画策定の前提

1. 本計画策定の背景と目的

全国的に公共施設及びインフラの老朽化対策が大きな課題となっています。公共施設については、全国的な人口減少基調と、少子高齢化に伴う年齢層の変化等によりどの自治体も今後の利用需要の変化が予想されることに加え、過去に建設された施設がこれから大量に更新時期を迎える一方で、財政は依然として厳しい状況にあります。また、インフラについても、高度経済成長期に「ネットワーク」として整備した社会基盤施設の老朽化が進んでいることに加え、保全業務に携わる技術者不足や、メンテナンスサイクルを廻す仕組みが確立・構築されていない、研修などを受ける機会が少ないためにおこる点検の質の低下などが指摘されています。

本町においても同様の状況が見られます。これらの問題を解決するために、本町にある公共施設を効果的かつ効率的に活用すること、また必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるための取り組みが必要不可欠です。また、各種インフラ施設については、計画的かつ効率的な維持管理・補修を、今後も継続的に実施していく必要があります。

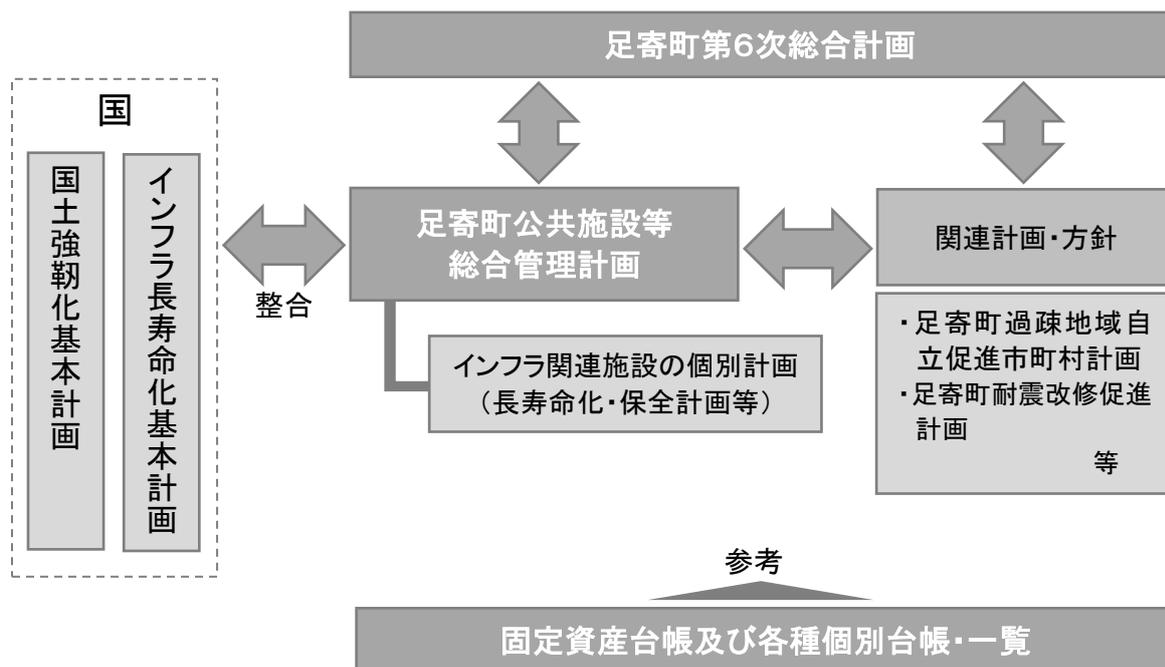
国において、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されており、平成 26（2014）年 4 月 22 日付け総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。本計画は、中長期的な視点から、町の保有する公共施設等を総合的かつ一体的に管理し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ効率的に実施するための方針を定めることを目的としています。「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省自治財政局財務調査課）」に基づき策定を行います。

対象施設については、統一的な基準による地方公会計の整備に伴い整理される固定資産台帳を基に行いますが、既存の各種計画や事業等に基づき行われている公共施設等の管理・運営・撤去に関する計画等との整合性を図りながら定めることとします。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化計画」や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本町の公共施設等におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）として定めるものです。

町の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である「足寄町第6次総合計画」をはじめとし、「足寄町過疎地域自立促進市町村計画」や各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性に配慮します。

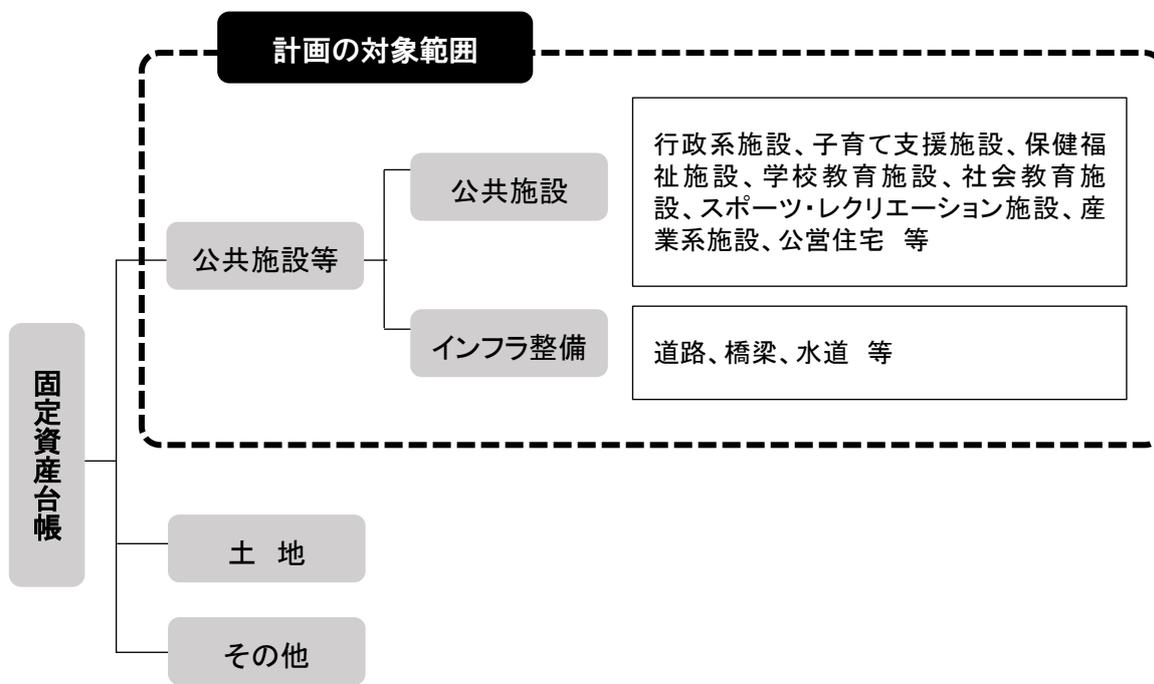


3. 計画期間

計画期間は、平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間とします。ただし、中長期的な視点が必要であることから、人口規模推計などは、「足寄町人口ビジョン」で行った平成 72（2060）年までのものを活用します。

4. 対象範囲

「足寄町固定資産台帳」を基に、公営住宅、教育施設、町民利用施設及び庁舎等の公共施設並びに、道路、橋梁及び水道等のインフラを対象とします。今後の新設を行う予定の施設についても、考慮するものとします。



5. 推進体制の構築

(1) 取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策

今後も続くことが想定される厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で今と同規模に維持管理・更新等を進めていくことは困難が伴うことが予想されています。

そこで本計画を基にした公共施設等の全体マネジメントに関しては、関係職員で構成される会議等で情報の共有及び必要事項の検討を行い、進行管理や推進を図ります。

検討にあたっては住民等利用者との協働の推進も視野に入れるとともに、新たな担い手の確保に向け、技術者の育成・確保に一定の能力を有する民間企業へのアウトソーシング、指定管理者制度のさらなる活用、PPPやPFIの導入に向けた調査、包括民間委託など、行政と民間が一体となって運営する方策を広く検討し、効率的で質の高いサービス提供のための考え方を検討します。また、研修等を通じて職員の啓発に努め、一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識をもって取り組みます。

(2) フォローアップの実施体制

本計画の内容については、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。また、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対して随時情報提供を行い、方向性の共有を目指します。

第2章 町の概要

1. 町の概況

足寄町は北海道十勝の東北部に位置し、東は阿寒国立公園を有する自然豊かなまちです。町村のなかでは日本一広く1,408.04平方キロメートルの広い面積を有しています。この広大な大地では、東京ドーム約270個分の面積をもつ大規模草地育成牧場や、独特の湖面の色彩が訪れた人を魅了する景勝地オンネトー、高さ2～3mにも達するラワンブキなど、豊かな自然に囲まれています。内陸部に位置していることから寒暖の差が激しく、夏の最高気温は30℃を超え、冬の最低気温は氷点下20℃を下回ります。また晴れの日が多く、日照時間は年2,000時間にせまり国内トップクラスを誇ります。広大な大地と豊かな自然環境をいかし、小麦や馬鈴薯・甜菜・豆類などの栽培が盛んである他、人口の3倍以上である約2万3千頭の乳用牛・肉用牛が飼育されています。

平成13年には、「足寄町地域新エネルギービジョン」と「足寄町木質バイオマス資源活用ビジョン」を策定し、他地域に先駆け新エネルギーの実践事業に取り組んできました。平成18年には町内産カラマツによる大断面集成材をふんだんに使った役場庁舎を建設、その熱源に木質ペレットボイラーを導入することで、地域の未利用資源をエネルギー化し地域経済の活性化を図る試みを実践しました。

新エネルギービジョンから10年が経過した平成23年、持続的に発展するまちを実現するため「足寄町バイオマスタウン構想」を策定しました。平成24年度には経済産業省資源エネルギー庁により次世代エネルギーパーク計画の1つに認定され、地域産業から発生する副産物（林地残材・家畜ふん尿）を次世代エネルギーとして導入することで、石油に依存しない新たな産業・雇用を生み出し、持続可能な地域社会の構築を目指しています。また足寄町エネルギーパークでは、エネルギーの種類や施設方面別に5つの見学モデルコースを設定し、全国からの視察を受け入れています。

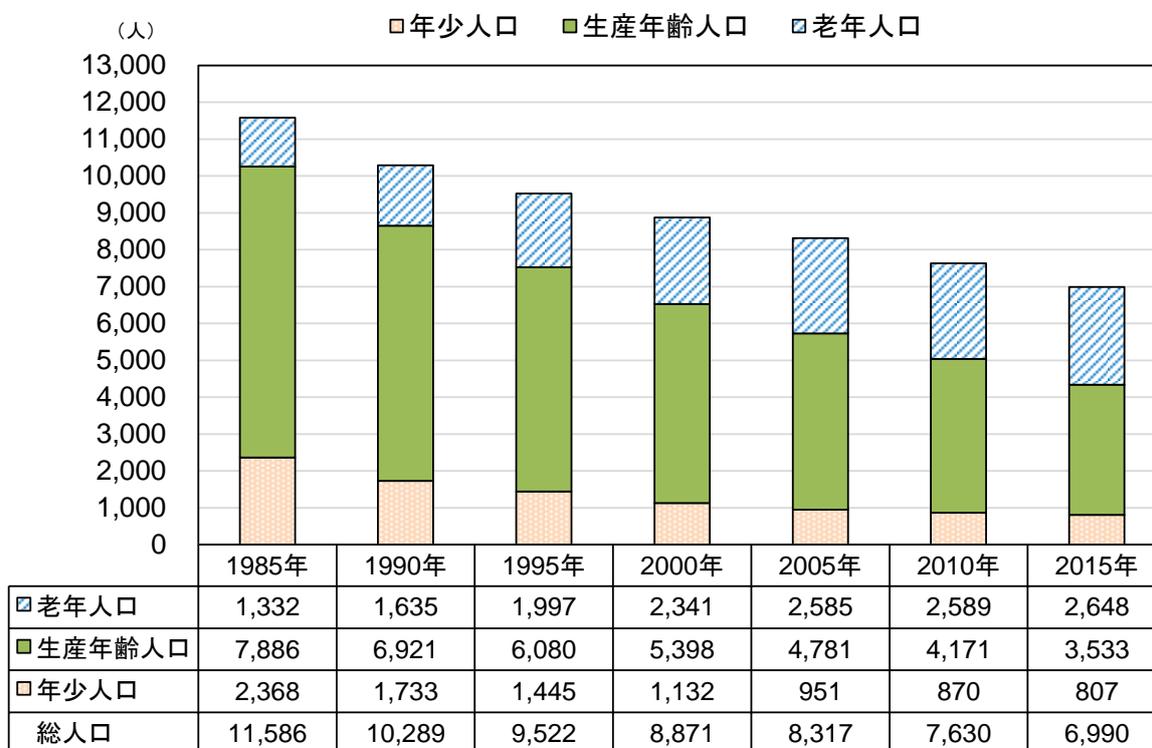
2. 人口動向

(1) 総人口及び人口構成と推移

国勢調査の総人口は1985年が11,586人でしたが、1995年は10,000人を下回り、2000年には8,871人、2010年は7,630人となりました。直近2015年の国勢調査では、5年間で8.4%落ち込み、6,990人となっています。

人口構成は少子化・高齢化が続いており、生産年齢人口が減少し、2005年以降5,000人を下回っています。2015年の年少人口割合は11.5%、生産年齢人口割合が50.5%、老年人口割合が37.9%となっています。

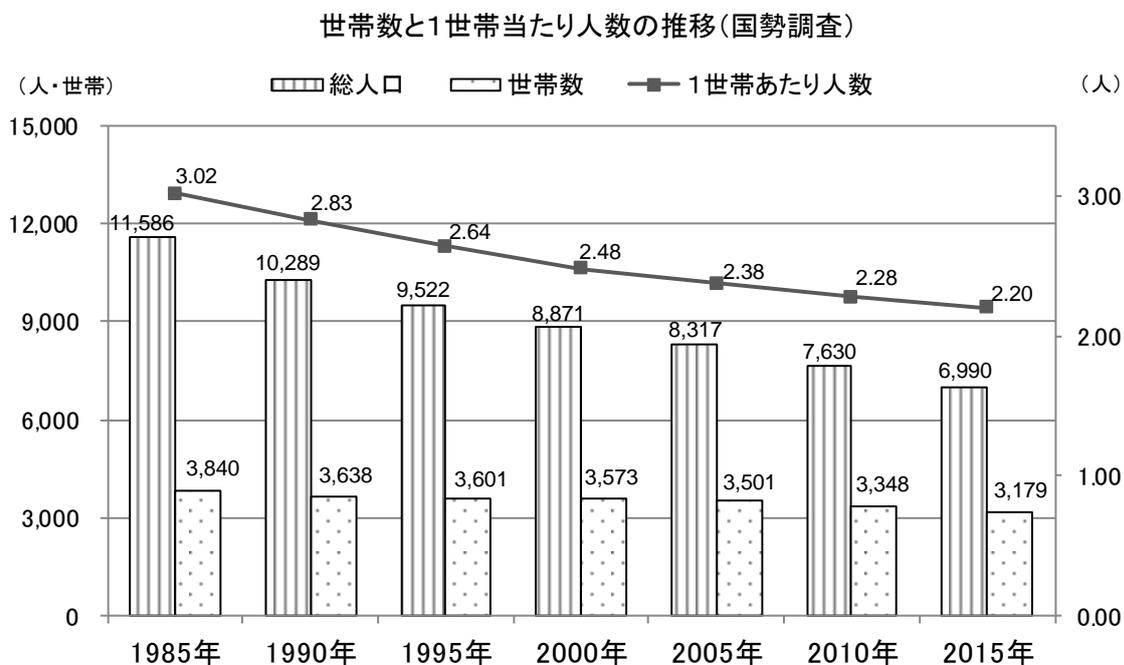
人口の推移(国勢調査より)



※年齢階級別の外国人住民数が非公表の場合や年齢不詳者がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがある。

(2) 世帯数と1世帯あたり人数の推移

本町の世帯数は1985年の3,840世帯から2015年には3,179世帯に減少しており、総人口の減少率に比べると低いものの、減少率は17.2%となっています。人口減少に伴い、1世帯あたり人数も減少しており、1985年は1世帯3.0人を超えていましたが、年々減少し2015年は2.20人となっています。

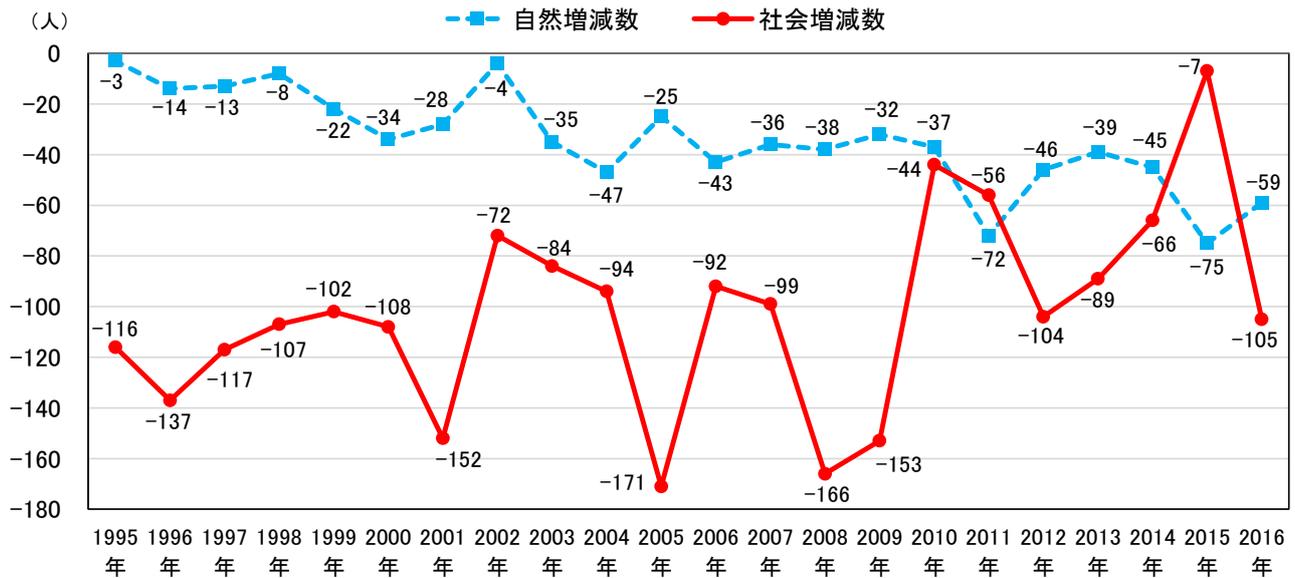


(3)人口動態の推移

①自然増減・社会増減の推移

自然減、社会減により人口減少が続いています。自然減については、ここ20年でその数が増加傾向にあります。社会減については年によって件数は異なるものの、1990年代は常に100人台でしたが、近年は50人を下回る年がみられます。

自然増減・社会増減の推移



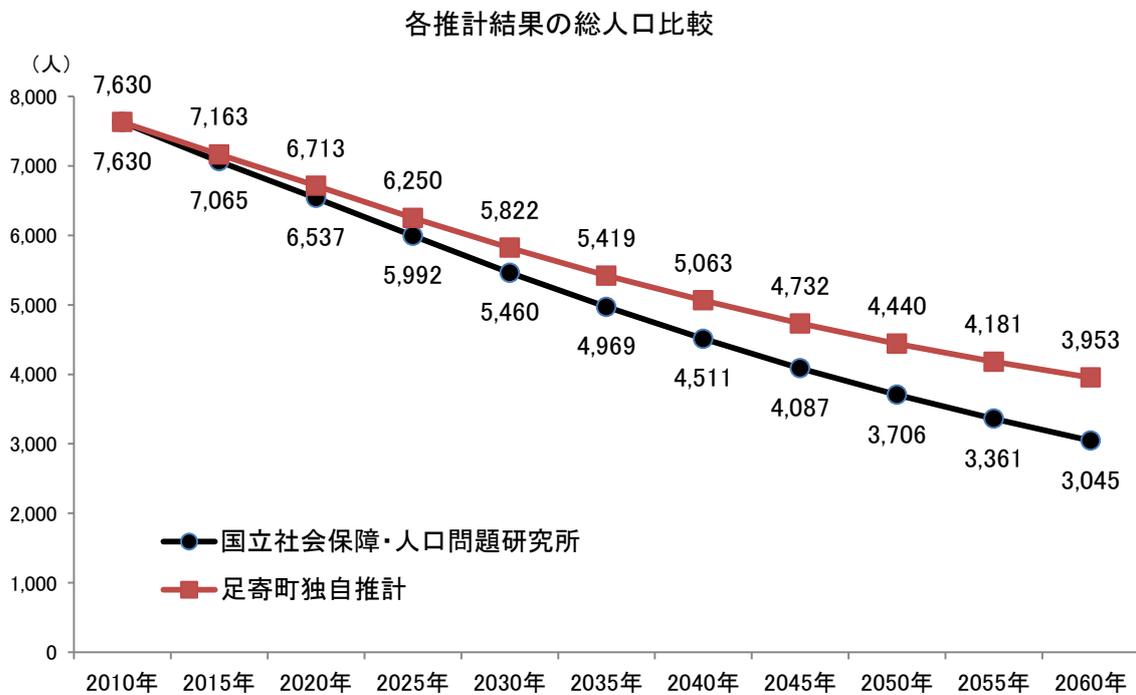
※住民基本台帳人口(1995年から2013年は各年3月31日現在、2014年以降は1月1日現在)

3. 人口の推計

(1) 足寄町人口ビジョンにおける目標人口

昨年策定した『足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略』に記載されている人口ビジョンにおいては、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」とする）の推計を基に、中長期の視点を考慮して、合計特殊出生率を上げ子どもの出生数を増やすこと、より短期的な人口増加策として、移住・定住施策を強化するとともに、町外への転出を減らし、社会減の幅を食い止めるというポイントで、町独自の将来人口の推計及び目標人口の設定を行いました。

人口ビジョンにおける本町の目標人口は 2040 年では 5,063 人(社人研推計比+12.2%)、2060 年は 3,953 人(社人研推計比+29.8%)ですが、推計の基準である 2010 年の人口 7,630 人と比べると、2040 年で 33.6%の減少、2060 年は 48.1%の減少となり、人口の大幅な減少は避けられない推計となっています。



※2010年の実績人口 7,881 人は社人研推計の基準とした人数

【年齢3区分別の目標値】

(単位: 人)

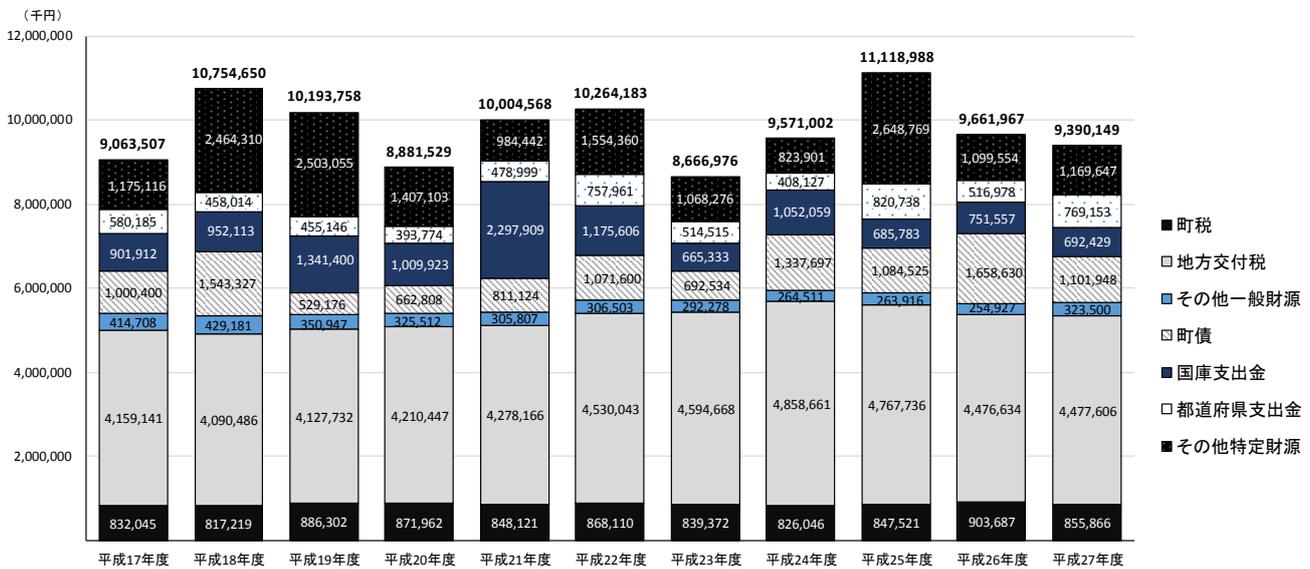
区分	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
年少人口 0～14歳	870 11.4%	733 10.9%	655 11.3%	683 13.5%	396 15.7%	634 16.0%
生産年齢人口 15～64歳	4,171 54.7%	3,226 48.1%	2,711 46.6%	2,279 45.0%	2,006 45.2%	2,012 50.9%
高齢人口 65歳以上	2,589 33.9%	2,754 41.0%	2,456 42.2%	2,101 41.5%	1,738 39.1%	1,307 33.1%
合計	7,630	6,713	5,822	5,063	4,440	3,953

4. 財政動向

コストと財政の適正性の観点から、公共施設等の維持管理や改修・更新等に支出できる財源には限界がある、ということ为前提に公共施設のあり方を検討する必要があります。

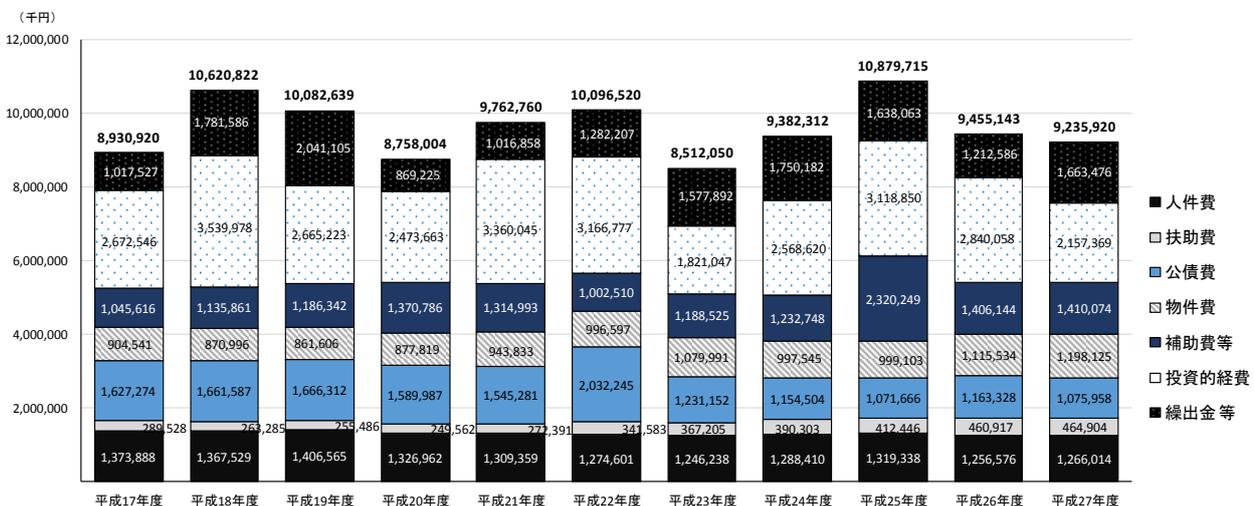
(1) 歳入決算額

本町の歳入状況は2005年（平成17年）から2015年（平成27年）にかけては平均98億円で推移してきました。町税はこの間に2.9%増加していますが、2015年（平成27年）度決算における本町の歳入約93億9千万円のうち、町税の占める割合は9.1%で、地方交付税が全体の半数弱（47.7%）を占めています。



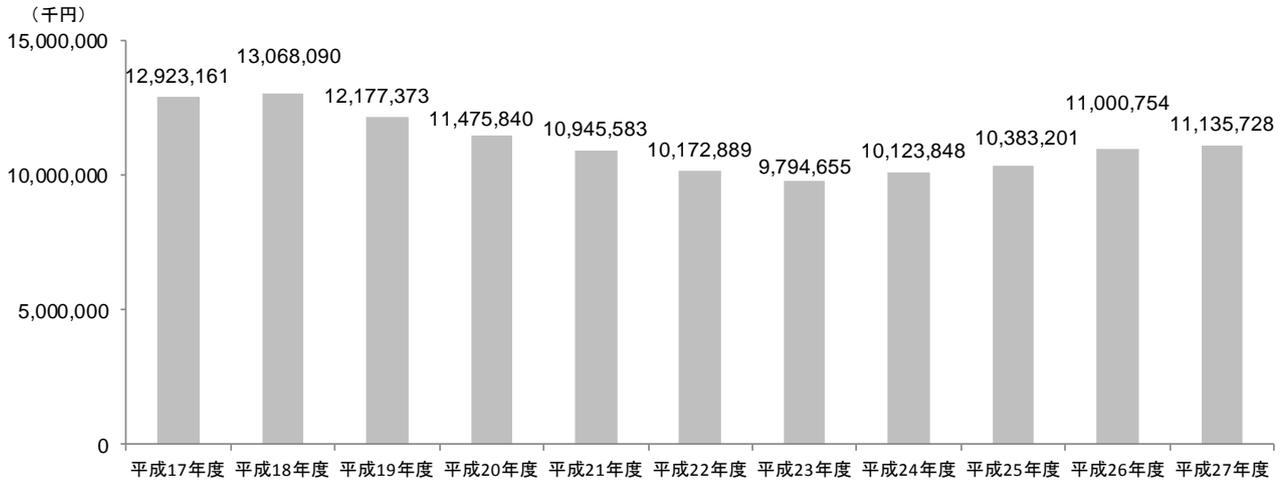
(2) 歳出決算額

歳出に関しては、扶助費や物件費は増加傾向です。対して、建物の建設等にあてられる投資的経費が減少しており、今後公共施設の更新や維持管理にあたっての財源不足が懸念されます。



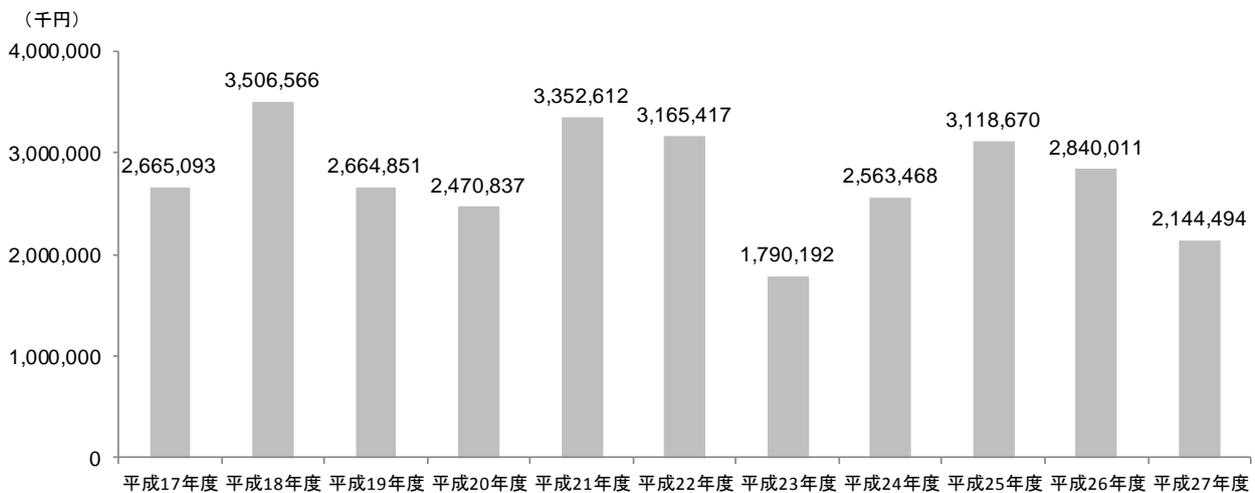
(3) 地方債現在高

地方債残高は償還が進み、平成18年の約131億円から低下傾向にありましたが、平成24年以降は増加傾向にあり、今後の推移を見守る必要があります。



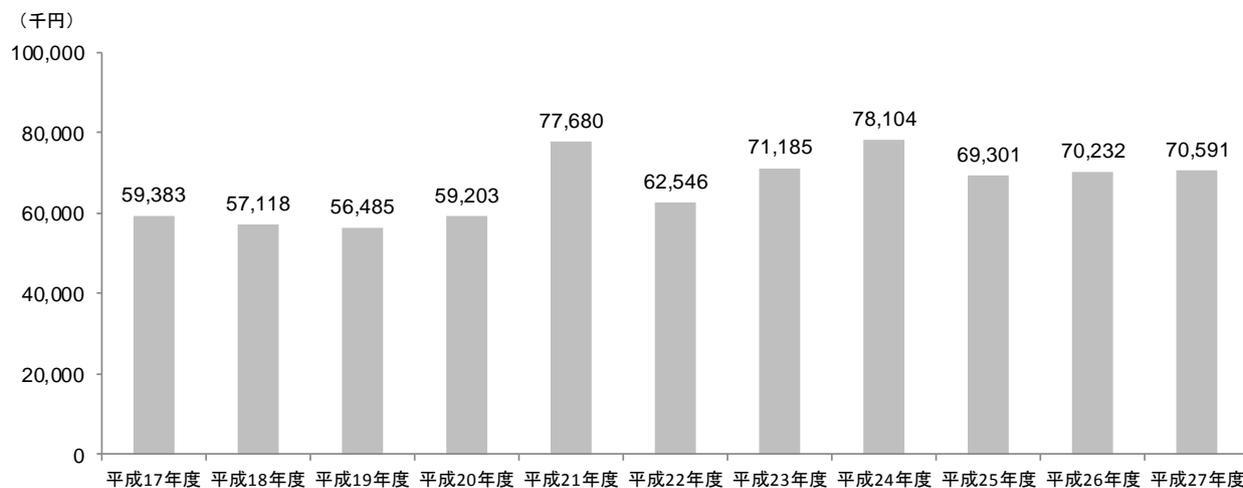
(4) 普通建設事業費

投資的経費のうち公共施設等の整備にかかる財政支出である普通建設事業費は、年毎に上下していますが、平成26年度は約28億円、平成27年度はやや減少し約21億円となっています。



(5)維持補修費(公有財産の維持補修に係る費用)

公有財産の維持補修に関する費用に関しては、年毎に上下はありますがここ10年間では増加傾向であり、平成17年度と比べると平成27年度は18.9%増加しています。



第3章 公共施設管理の現状と将来の見通し

1. 対象施設

本計画で対象とする全ての公共施設等を、施設のもつ機能や特性から「建物系」と「インフラ系」の2つの類型区分で整理して検討を行います。原則として、平成28年3月31日現在で町の所有する全ての公共施設等を対象としますが、既に廃止や除却が決定している施設については今回の検討の対象外とします。

【建物系施設の分類と主な施設例】

大分類	中分類	主な施設例
町民文化系施設	集会施設	集会場・公民館
	文化施設	文化会館等ホール施設
社会教育系施設	図書館	中央図書館・地域図書館
	博物館等	美術館・博物館・郷土資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館・プール・スポーツ練習場
	レクリエーション・観光施設	キャンプ場・観光センター
	保養施設	温泉施設
産業系施設	産業系施設	産業振興センター
学校教育系施設	学校	小学校・中学校
	その他教育施設	給食センター・教員住宅等
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園・保育所・こども園
	幼児・児童施設	児童館・こどもの家・子育て支援センター
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	養護老人ホーム・介護老人保健施設
	障害支援施設	障害者施設・障害児童施設
	児童福祉施設	児童厚生施設・母子生活支援施設
	保健施設	保健所
	その他社会保健施設	福祉会館等
行政系施設	庁舎等	庁舎・出張所
	消防施設	消防署・消防詰所・出張所
	その他行政系施設	防災センター等
公営住宅	公営住宅	市町村営住宅・寄宿舍
供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理場・浄化センター
その他	その他	斎場・墓地・未使用物件等

※類型の整理のため、本自治体にはない施設も含まれている

【インフラ系施設の分類と主な施設例】

大分類	中分類	主な施設例
道路	道路	町道・農道・林道
	橋梁	PC橋・RC橋・鋼橋・石橋
	トンネル	交通用・用水用
水道	上水道	管路、排水場、浄水場等
	下水道	ポンプ場・下水処理場等
	簡易水道	
公園	公園	公園・グラウンド
	緑地	景観緑地・庭園

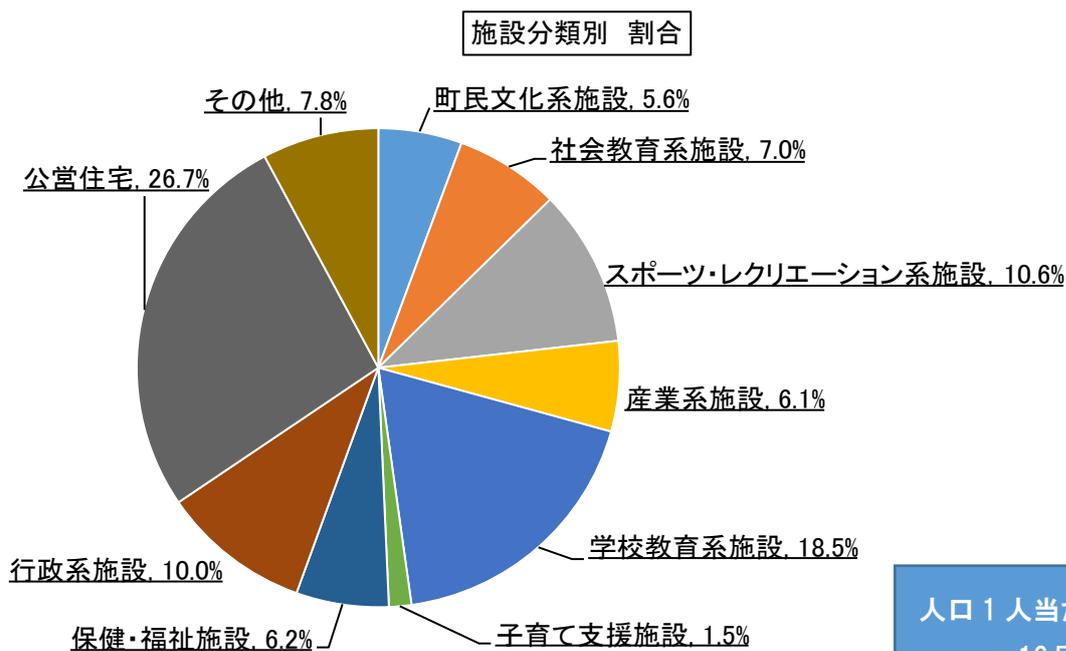
2. 施設の現状と課題

(1) 建物系

① 建物面積の内訳(公共施設)

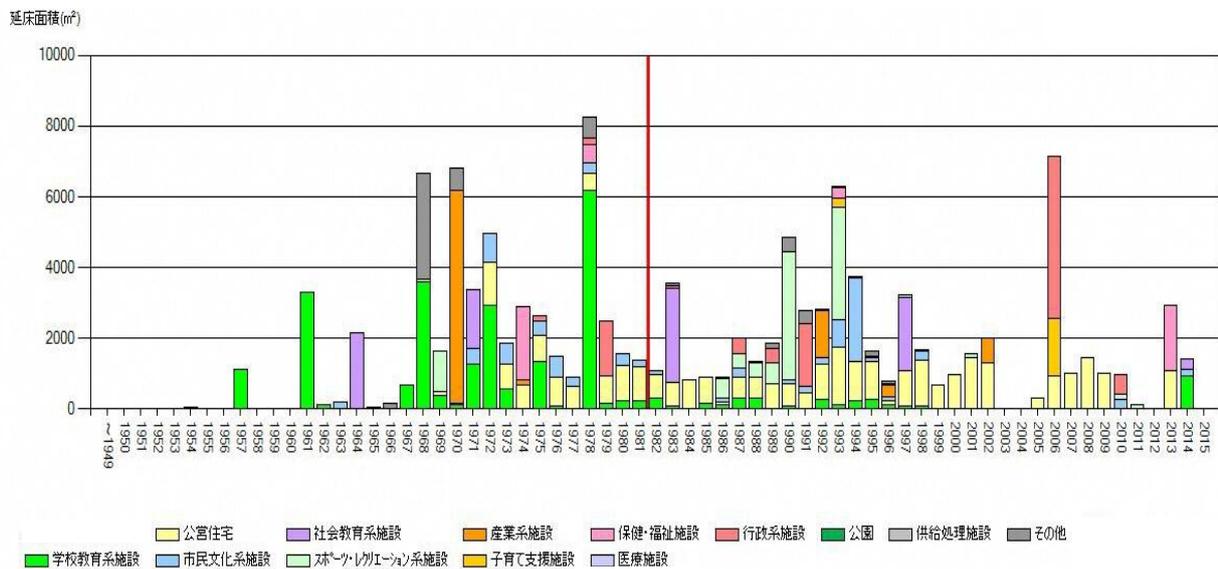
建物系施設全体の総延床面積は、118,985.40㎡、人口1人当たり約16.50㎡です。2012(平成24)年3月に総務省自治財政局財務調査課が公表した『公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果』によると、1人当たりの公共施設面積は全国平均で3.22㎡、人口1万人以下の規模の自治体の平均が10.61㎡であるのに対し、広がっています。なお、建物全体に占める割合は公営住宅が26.7%と最も高く、次いで学校教育系施設が18.5%となっています。

分類	延床面積(㎡)	割合(%)
町民文化系施設	6,622.25	5.6
社会教育系施設	8,371.32	7.0
スポーツ・レクリエーション系施設	12,605.32	10.6
産業系施設	7,240.25	6.1
学校教育系施設	22,025.16	18.5
子育て支援施設	1,746.65	1.5
保健・福祉施設	7,367.95	6.2
行政系施設	11,969.17	10.0
公営住宅	31,758.15	26.7
その他	9,279.18	7.8
合計	118,985.40	100.0



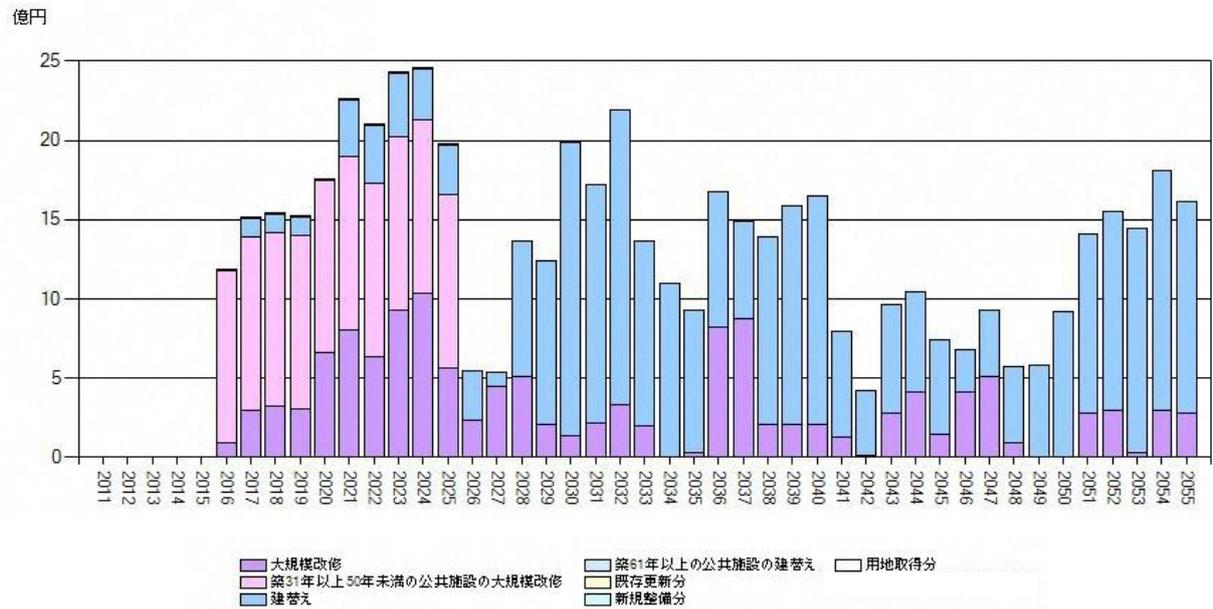
②年度別整備延床面積

年度別の推移状況の整備からは、本町の公共施設の建設時期の多くは、昭和50年代（1975～84年）に特に集中していることが分かります。今後老朽化が進むにつれ、2020年以降に大規模な改修や更新の時期が訪れることが見込まれます。また、いわゆる旧耐震基準で建てられている昭和56（1981）年以前に建てられた建築物が全体の4割以上（46.9%）を占めています。旧耐震基準であっても、中程度の地震（震度5程度）において倒壊しないとされていますが、近年頻発する大規模地震への規定が特にないということから分かります。特に多くの住民が集まる可能性がある公共施設においては、新耐震基準が求めている「建築物の存在期間中に1度は遭遇することを考慮すべき極めて稀に発生する地震動に対して倒壊・崩壊するおそれのないこと」への対応が急務となっています。



③将来の更新費用の推計(建物系)

建物系施設における将来の更新費用の推計は1年当たり13.8億円、今後40年間で550億円となっています。



(2) インフラ系

①道路

道路については、町道・農道・林道が含まれています。投資的経費の内訳については、平成 27 年度は既存更新分・新規整備分・用地取得分を合わせて約 1.5 億円となっています。

舗装率を考慮した道路総面積による将来の更新費用の推計は 1 年当たり 3.6 億円、今後 40 年間で 142.5 億円となっています。

道路の現状(平成 28 年3月現在)

資産種別	面積(m ²)	距離(m)
町道	2,988,331	470,481
農道	42,392	6,848
林道	503,078	108,521
合計	3,533,801	585,850

道路に係る投資的経費の内訳

(千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 22 年度	17,912	42,641	-	60,553
平成 23 年度	33,810	186,204	-	220,014
平成 24 年度	69,759	55,204	-	124,963
平成 25 年度	49,327	57,849	-	107,176
平成 26 年度	34,860	42,746	-	77,606
平成 27 年度	59,110	94,468	-	153,578
合計	264,778	479,112	-	743,890
単年度平均	42,296	79,852	-	123,982

②橋梁

橋梁の投資的経費の内訳については、平成 27 年度は既存更新分・新規整備分・用地取得分を合わせて約 1.2 億円となっています。

総面積による将来の更新費用の推計は 1 年当たり 1.4 億円、今後 40 年間で 55.4 億円となっています。

橋梁の現状(平成 28 年3月現在)

資産種別	件数	橋梁面積(m ²)	橋長(m)
PC橋	77	10,654.03	1,674.31
鋼橋	49	7,893.90	1,551.70
合計	126	18,547.93	3,226.01

橋梁に係る投資的経費の内訳

(千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 22 年度	-	-	-	-
平成 23 年度	-	7,361	7,534	14,895
平成 24 年度	-	35,468	-	35,468
平成 25 年度	-	168,415	-	168,415
平成 26 年度	13,932	160,815	-	174,747
平成 27 年度	62,359	60,585	-	122,944
合計	76,291	432,644	7,534	516,469
単年度平均	38,146	86,529	7,534	103,294

③上水道

上水道についての基本情報は次のとおりです。投資的経費の内訳については、平成 27 年度は既存更新分・新規整備分・用地取得分を合わせて約 7 千万円となっています。

総延長による将来の更新費用の推計は 1 年当たり 2.4 億円、今後 40 年間で 95.6 億円となっています。

上水道耐震管の採用	上水道耐震管整備率
平成 12 年度より	32%

上水道の普及率
99%

上水道の管径別延長(平成 28 年 3 月現在)

	導水管(m)	配水管(m)
300mm 未満	4,228	94,037

	配水管(m)
50 mm 以下	42,820
75 mm 以下	14,825
100 mm 以下	21,618
125 mm 以下	0
150 mm 以下	11,288
200 mm 以下	680
250 mm 以下	2,806
合計	94,037

上水道に係る投資的経費の内訳

(千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 22 年度	33,705	45,529	-	79,234
平成 23 年度	29,055	58,496	-	87,551
平成 24 年度	52,007	17,965	2,420	72,392
平成 25 年度	22,890	18,344	-	41,234
平成 26 年度	67,392	30,434	-	97,826
平成 27 年度	34,603	33,663	-	68,266
合計	239,652	204,431	2,420	446,503
単年度平均	39,942	34,072	2,420	74,417

④下水道

下水道についての基本情報は次のとおりです。投資的経費の内訳については、平成 27 年度は既存更新分・新規整備分・用地取得分を合わせて約 10 億円となっています。

総延長による将来の更新費用の推計は 1 年当たり 6 千万円、今後 40 年間で 23.3 億円となっています。

下水道の普及率	下水道の接続率
58%	76%

下水道管種別延長(平成 28 年 3 月現在)

	延長(m)
コンクリート管	2,990
陶管	0
塩ビ管	37,347
更正管	0
その他	708
合計	41,045

下水道管径別延長(平成 28 年 3 月現在)

	延長(m)
～250mm 以下	38,055
～500mm 以下	2,729
～1000mm 以下	261
～2000mm 以下	0
～3000mm 以下	0
～3001mm 以上	0
合計	41,045

下水道に係る投資的経費の内訳

(千円)

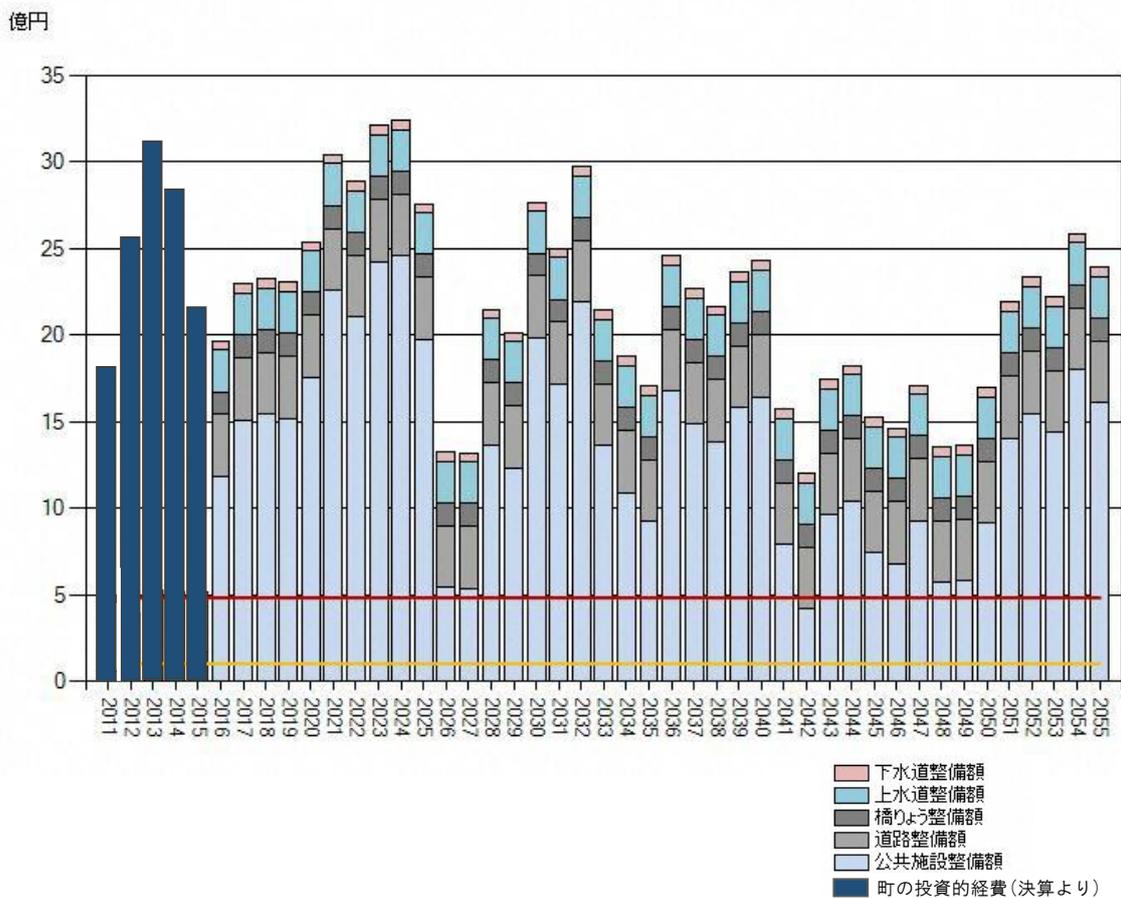
	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 22 年度	-	132,634	-	132,634
平成 23 年度	-	145,352	-	145,352
平成 24 年度	-	166,499	-	166,499
平成 25 年度	8,000	200,203	-	208,203
平成 26 年度	5,900	189,530	-	195,430
平成 27 年度	18,550	156,114	-	174,664
合計	32,450	990,332	0	1,022,782
単年度平均	10,817	165,055	0	170,464

3. 将来の更新費用の見通し

(1) 将来の更新費用の推計

総務省提供ソフトを用いて、このまま公共施設等（建物系＋インフラ系）を全て保有し続けた場合の必要コストを試算しました。今後40年間の更新費用総額は約918.3億円、年平均で23億円となります。2025年までは、公共施設等の大規模改修が、さらに2030年前後、2036年～2040年、2050年以降を中心とした時期に既存施設で建て替えが必要な施設が集中していることが分かります。

将来の更新費用の推計(公共施設及びインフラ資産)



【試算根拠】

※アプリケーションソフト（正式名称『公共施設等更新費用試算ソフト』）は、一般財団法人地域総合整備財団が作成。

《公共施設（建築物）の試算条件》

- ▶試算期間は 40 年間で設定。
- ▶耐用年数の設定：目標耐用年数を 60 年とする。
（日本建築学会『建築物の耐久計画に関する考え方』）
- ▶更新年数の設定
 - ・建設時より 30 年後に大規模改修を行い、60 年間使用して同床面積で建て替えと仮定
現時点で建設時より 31 年～50 年未満の施設は、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定。
 - ・現時点で建設時より 50 年以上を経過しているものは、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定。

《更新費用の算定》

- ▶更新費用は床面積に単価を乗じて算出。
 - ・単価は、先行して試算に取り組んでいる地方自治体の調査実績や設定単価等を基に総務省が設定した以下設定単価で計算。

	建て替え	大規模改修
市民文化系・社会教育系・行政系施設等	40 万円/m ²	25 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設等	36 万円/m ²	20 万円/m ²
学校教育系、子育て系施設等	33 万円/m ²	17 万円/m ²
公営住宅	28 万円/m ²	17 万円/m ²

	算定根拠	更新単価
道路	国土交通白書に示された舗装耐用年数 10 年、一般的な供用耐用年数 12～20 年より、15 年に 1 度全面的に舗装の打ち替えを行うものとして算出。	一般道路:4,700 円/m ² 自転車歩行者道:2,700 円/m ²
橋梁	法的耐用年数より、構築年度から 60 年で全面更新するものとして算出。	PC 橋、RC 橋、石橋、木橋:425 千円/m ² 鋼橋:500 千円/m ² (構造不明の場合は、448 千円/m ²)
上水道	法的耐用年数より、構築年度から 40 年で全面更新するものとして算出。	9.6 万円/m ² ～
下水道	法的耐用年数より、構築年度から 50 年で全面更新するものとして算出。	17 万円/m ²

第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 全体目標の設定

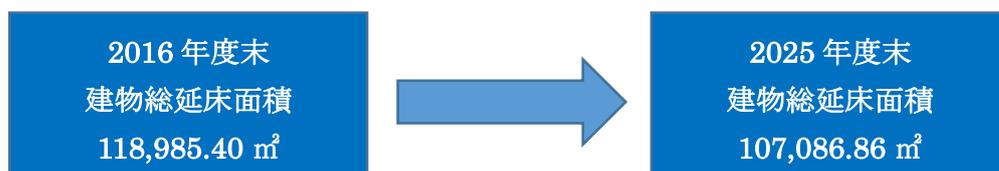
本町の公共施設等における現状と課題及び、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。ここでは、建設系施設とインフラ系施設に大別したうえで検討を行います。施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な管理運営を推進することで、将来の更新費用の削減を目指します。

なお原則として、施設分類毎にこれまで個別に策定されている耐震計画や長寿命化計画との整合性を図ることとします。

(1) 施設・建物の目標

① 施設総量(総床面積)について

将来の人口動向や財政動向を踏まえ、新規の公共施設(建物)は供給量を適正化することとし、公共施設の統合・廃止、規模縮小について継続的に検討・実行を進めることにより、保有する公共施設の全体面積を、今後10年間でおよそ10%削減することを目標とします。



② 新規整備や施設の更新・建替・集約化について

単独施設での新規整備はその用途や必要性を慎重に検討したうえで決定します。また、改築や改修する場合も、施設の統廃合・複合化・多機能化を基本とすることで、施設の管理運営費の削減を目指します。また、特定の地区住民や特定団体などに利用者が固定化している施設については、関連団体等への移転や譲渡等を検討します。

利用率が極めて低い公共施設や、老朽化して実質的に遊休化している施設については、その機能を移転したうえで、除却、売却又は貸付等を検討します。

③施設の維持及び管理運営コストについて

管理運営については、地域住民や団体による協力など民間のさらなる活用を検討します。指定管理者制度の導入についても、メリット・デメリット等を把握したうえで、必要に応じて検討します。機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減させることに取り組みます。

(2)インフラの目標

インフラについては既に個別に定める長寿命化計画や点検結果等に従い、維持管理、修繕、更新、取り壊し等を進めていきます。

①投資の方向性について

単純な新設等への投資はできるだけ抑えることとし、既存施設に係る維持管理については、安全機能の確保を最優先にし、計画的に改修を行っていきます。

②コストの縮減について

安全に配慮しつつも適切な整備を行うことで、長寿命化を可能な限り図ることとします。また、計画的かつ効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

2. 維持管理にあたっての基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

日常点検と定期点検・臨時点検などを必要に応じて実施することで、点検履歴を記録し、施設の老朽化対策に活用します。施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を中心に診断を実施します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性や環境負荷の影響等についても評価を実施します。

点検・診断等に必要な知識・技術

業務分野等			方針
施設	業務	知識・技術を求める対象	
橋梁	点検	担当技術者	橋梁の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術。
	診断	担当技術者	橋梁の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術。
トンネル	点検	担当技術者	トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路トンネルの定期点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術。
	診断	担当技術者	トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路トンネルの定期点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術。
管路施設	点検・診断 ※点検は調査に相当	管理技術者	下水道管路施設の調査・診断業務の実施にあたり、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な調査・診断手法により、異常の程度を適切に評価する技術及び、調査結果をもとに、緊急度等を適切に判断する能力・技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力。
		担当技術者	下水道管路施設の調査・診断業務の実施にあたり、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異常箇所を記録する能力、技術。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、公共団体が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を維持します。建物の環境を常に衛生的な状態に維持するため、清掃をこまめに行い快適性を高めます。廃棄物の軽減に向けた工夫を行います。維持管理及び修繕内容の管理を計画的・効率的に行うことによって、費用を平準化し、トータルコストの縮減を目指します。

②更新等の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生する度に対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。また、法改正により既存不適格建築物となるケースを避けるためにも、適法性を一元で管理できるしくみを検討します。

適法性の主な管理項目

業務分野等		法令・内容等
業務	知識・技術を求める対象	
関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、公共工事事確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
	消防に関する法令	消防法
	環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
	不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	条例	各種関連条例
定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、
	建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期間有効的に活用するためには、建築の基本性能を現在の利用目的に合致した最適な状態に維持させることが必要です。そのためにも、内装や設備に関しては計画的に保全します。

施設の長期修繕の計画策定については、統廃合や複合化に関して、町の推進方針との整合を図ります。

(3)安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保するだけでなく、資産や情報の保全もその目的の一つです。また万一の災害に遭遇したときには、被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を平時から整えるための備えも求められています。施設の安全性及び耐用性の観点から、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全に係る安全確保に努めます。

インフラにおいては、施設の自然災害及び経年劣化による構造躯体、仕上材及び付帯設備の重大な不具合及び崩壊・崩落に対する安全性の確保が求められています。危険性が認められた施設については、安全性評価の内容に沿って、安全確保のための改修を実施します。

施設の安全確保に係る項目(安全性についての評価項目)(出典: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

安全性についての評価項目			建築系公共施設	土木系公共施設
中項目	小項目	評価内容		
敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無	・液状化・活断層・有・無
		土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
		浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
	敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域・有・無	・道幅
		緊急自動車接近	・道幅	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
		地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無	・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無
	危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無	・危険物から50m以内、200m以内	
	保安距離	・危険物から50m以内、200m以内	・道幅	
建物・構造物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度	・基礎の安全要件の満足度
		常時床荷重	・許容積載荷重・超過	・上載積載荷重・超過
	耐震安全性	建設年	・1981年6月以前	・最新の道幅標示方書の改定年
		耐震診断	・ I_s 値>0.6/0.6> I_s 値>0.3/0.3> I_s 値	・各部材で、最新の道幅標示方書の基準による
		耐震補強	・要・不要	・要・不要
		耐震等級	・等級	・耐震性能1~3
	耐風安全性	耐風等級	・等級	・風荷重の検討
	対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	・浸水に対する安全要件の満足度
	対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
避難安全性		避難路確保	・避難路確保	・避難路確保
消火安全性		消火活動・経路確保	・非常用出入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保	・非常用出入口・防火設備
生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無 ・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況	・有・無
		空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
	水質安全性	水質検査	・有・無	・有・無
		水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
	傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
		落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度	・落下物防止に対する安全要件の満足度
	有害物質排除性	危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)	アスベスト排除
		PCB排除	・トランス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況(年代・部位)	トランス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況(年代・部位)
		フロン・ハロン対策	・冷蔵庫・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	・冷蔵庫・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
	公害防止性	CCA対策	・木造土台のCCA・有・無	
		日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度	・日照・通風障害防止要件の満足度
		風害防止性	・風害防止要件の満足度	・風害防止要件の満足度
		電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度	・電波障害性防止要件の満足度
騒音・振動・悪臭防止性		・音・振動・悪臭防止要件の満足度	・音・振動・悪臭防止要件の満足度	
障害防止性		・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度	
	外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度		

施設の安全確保に係る項目(耐用性についての評価項目)(出典: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

耐用性についての評価項目			建築系公共施設	土木系公共施設	
中項目	小項目	評価内容			
耐用性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%	・経過年数の%	
		耐用年数(償却)	・法的耐用年数	・法的耐用年数	
	耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差	・構造耐用年数と経過年の差	
		外壁・屋根耐久性 付属設備耐久性	・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差 ・設備耐用年数(20年)と改修年の差	・設備耐用年数と改修年の差	
不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況	・排水不良否、雑草有無、落下、ひび割れ、亀裂、損傷、欠損 腐食、沈下、脱落、磨耗、ゆるみの状況	
		土台	・腐れ、欠損の状況		
	外部仕上不具合	柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌剥れ、ゆるみの状況		
		屋根	・排水不良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況		
		外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況		
	内部仕上不具合	窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況		
		天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌剥れ、剥落、落下・有無		
		内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無		
	付帯設備	床	・割れ、剥がれ、変色・有・無		
	不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊締状況		・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊締状況
		広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況		・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
	建築設備	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
空調換気設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況		
搬送設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況		
その他設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況		

(4)耐震化の実施方針

本町では町の既存建築物についても順次耐震診断を行っています。耐震改修と耐震補強の状況及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率や効用等の高い施設については、重点的に対応しています。

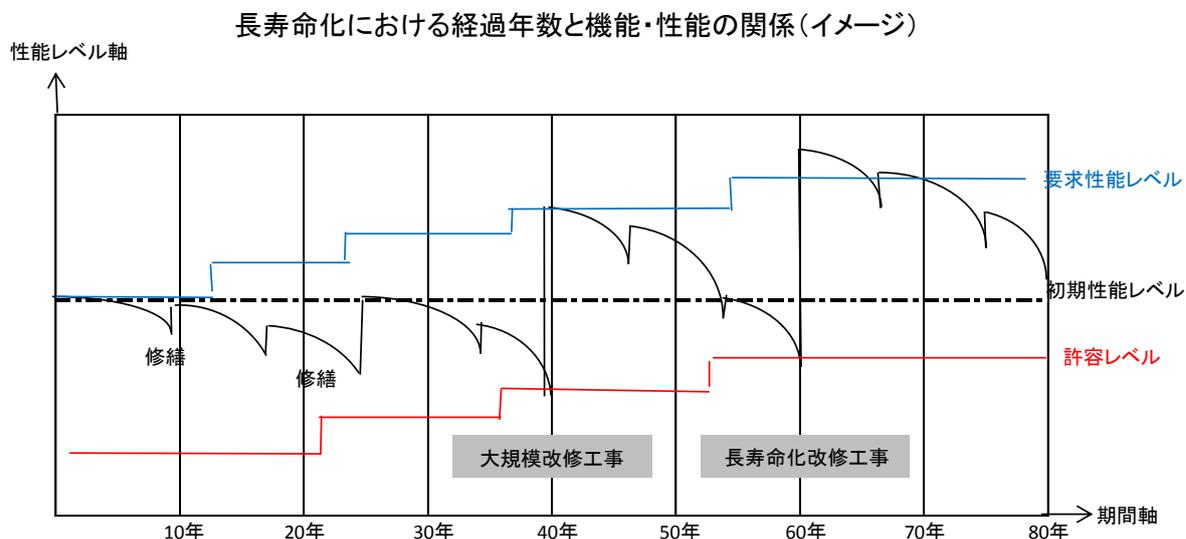
町有建築物は、平常時における住民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも耐震性の確保が強く求められているため、今後も保全状態や将来的な利用方針を検討したうえで、耐震改修に必要な整備プログラムをまとめ、計画的・効率的な耐震化を計画的に進めます。

(5)長寿命化の実施方針

点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状態に保ち、更に定期的な施設診断によって、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正する「総合的かつ計画的な管理」に基づいた予防保全を行うことにより、公共施設等の長期使用を図ります。

そのために、現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断の実施を検討します。施設には計画的な保全が求められますが、一般的に建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。ただ40年程度を経過すると、点検・保守による修繕・小規模改修工事では性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。また、要求性能レベルは時間が経つにつれてその後建てられた新築建造物と比較されることにより上昇します。すなわち、要求性能レベルのプラスの変化を視野に入れた改修工事が望ま

れます。建替周期は大規模改修工事を経て60年としますが、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用し、コストを削減することも検討します。



(6) 統廃合や廃止の推進方針

平成27年に閣議決定された『国土形成計画』にも、人口減少の本格化を見据えた公共施設等の集約化を図り、都市機能のコンパクト化を進めることも重要な視点として示されています。また、人口密度が高いほど行政コストは低下する傾向にあるという研究結果も示されており(日本の「稼ぐ力」創出研究会(経済産業省))、財政支出の効率化の観点からも統廃合が検討の時期にあることはいうまでもありません。ただし、一律で集約化を行うと、施設の安全性や機能性・耐久性の観点を全く考慮しない施設への集約が起こる可能性が否定できず、結果として大きな行政サービスの低下になることもあり得ます。

(参考：国土形成計画（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）より)

数十年続く人口減少過程においても持続可能な地域を維持・形成するためには、人口減少・高齢化への適応策として、地域自らが主体となって地域の構造を見直し、行政や医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等生活に必要な各種サービス機能を一定の地域にコンパクトに集約化することによりこれらのサービスの効率的な提供を可能とする必要がある

(中略)

地域や国土の構造として、「コンパクト」のみでは不十分であり、各種サービス機能がコンパクトにまとまった地域と居住地域とが交通や情報通信のネットワークでつながることが重要である。数十年続く人口減少過程にあっても、ネットワークを強化し、サービス機能の圏域人口を維持することが、利便性の低下を回避する人口減少の適応策となる。さらに、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、複数の地域が連携して役割分担を行い、あるいは中核的な機能を有する地域とつながり、地域間がネットワークで結ばれることによって、低次の機能から高次の機能まで必要な機能を享受することが可能となる

そこで、施設のコンパクト化は大前提になりますが、必要な機能を確保しつつ更新前と同等以下の施設規模とすることを基本とし、複合化等による総量削減を進めます。

このほか、近隣の施設との連携による施設の共用化や、民間施設の活用による建替に頼らない代替サービス提供の可能性を含め、幅広く検討する環境を整備します。

また、現在使用していない、又は将来の使用予定が確定していない資産については、売却処分等による積極的な有効活用を検討するほか、施設機能を維持したままでの民間や地区への移譲についても協議を進めます。

第5章 施設分類毎の方向性

(1) 公共施設

① 町民文化系施設(集会施設)

施設の現状	方針
<p>▶集会場 ▶集落センター ▶生活改善センター ▶母と子の家 ▶はたらくものの憩いの家 ▶コミュニティセンター 等</p> <p>◆集会施設は、地域住民の憩いの場、幅広い世代が交流できる場として、活用されており、昭和40～50年代に建築されたものが約半数を占めています。計画的な修繕を行っていますが、冬の寒さなど厳しい環境に置かれており、一部施設の老朽化は否めません。また、利用回数については、平均すると月に1度程度の利用に留まっている施設もありますが、選挙投票所として指定されている場所や対象住民の自宅から10kmを超えるケースもあるほか、地震や洪水に加え雌阿寒岳噴火時避難所になっている場所もあり、普段の利用状況だけで集約化を判断するのは難しい状況もあります。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>広大な本町の町域並びに地区の位置を考慮しながらも、町の規模にふさわしい集会施設・文化施設の数量を検討します。その中で、将来にわたり極端に利用が少ないと判断される施設については、今後他地区への集約に向けた検討に入ります。</p> <p>今後建替が必要になる場合には、利用状況に応じた他機能施設との複合化等による数量の縮減をあわせて検討します。また、集会施設については地域での自主管理施設(各種会館)も町内にはあるため、将来的には地域への移譲も含め、あらゆる方向性を考慮して検討します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については、管理を委託している地元団体(自治体)や利用している地域住民の協力を得ながら、継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な外壁や屋根等の修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指します。</p> <p>利用現状を踏まえながらも、地域集会施設にふさわしい管理のあり方を、今後検討します。</p>

②社会教育系施設

〔文化施設〕

施設の現状	方針
<p>▶町民センター・図書室</p> <p>◆多目的ホールや展示コーナーを有する町民センターは、文化芸術の拠点施設として位置づけられています。教育委員会が管理をしており、年間利用者数は約2万5千人です。また、併設されている図書室は、年間6千人程度が利用しており、貸出冊数は年間約1万1千冊です。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>町民センター・図書室は、芸術文化の拠点及び生涯学習の中核施設として基本的に維持します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>町民の主体的な文化芸術活動の活性化や優れた文化芸術活動にふれる機会の拡充、生涯にわたって学び続けられる学習環境づくりのために、図書室の図書館化をはじめ、町民センターの大規模改修を計画的に進めます。日々の点検・診断・報告や維持管理については、ライフサイクルコストの低減を目標に、必要な修繕及び改修を行います。</p>

〔博物館〕

施設の現状	方針
<p>▶足寄動物化石博物館</p> <p>▶郷土資料館</p> <p>◆平成10年に開館した足寄動物化石博物館は、町民の学習活動のみならず町外からも多くの来館者を受け入れ、入場者は平成20年度から漸増傾向で、平成27年度は年間2万人を回復しました。平成22年度から指定管理者制度に移行し、管理運営の効率化と充実を図っています。旧中足寄小学校に整備された郷土資料館は、毎年年間120人程度が利用しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>足寄動物化石博物館は道東の化石研究拠点施設としての認知が進んでおり、郷土資料館は町の歴史や発展の資料を保存していることから、基本的に現状を維持します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告並びに維持管理については指定管理者・委託者と協力し、継続的に行います。特に足寄動物化石博物館は、貴重な動物化石の適切な保存に必要な管理方法や体制構築に引き続き留意します。新たな来館者を増やすため、本施設独自の体験活動の充実に向けた管理運営体制の構築を検討します。郷土資料館は、資料の整理や展示の工夫等、効率的な運用に努めます。</p>

〔生涯学習施設〕

施設の現状	方針
<p>▶生涯学習館</p> <p>◆生涯学習館(旧東小学校)は社会教育の推進と地域社会の生活文化の向上を図るために開放されており、体育館、工芸室、団体活動室などが年間約4千人に利用されています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>生涯学習館は、現状を維持します。ただし、現在分館として位置づけられている生涯学習館上足寄分館(旧上足寄小学校)は、老朽化が進んでいることから、平成30年に除却を予定しています。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告並びに維持管理については施設利用者と協力し、継続的に行います。</p>

③スポーツ・レクリエーション系施設

〔レクリエーション・観光施設〕

施設の現状	方針
<p>▶あしよろ銀河ホール21・多目的観光施設・地域交流物産館</p> <p>▶オンネトー国設野営場関連施設(オンネトー茶屋)</p> <p>▶公園内建物(里見が丘公園関連施設、芽登本町公園関連施設等)</p> <p>◆北海道ちほく高原鉄道「ふるさと銀河線」の足寄駅舎が前身の「あしよろ銀河ホール21」は、道の駅としてNPO法人あしよろ観光協会が運営しています。ショップ、レストランとコンサートや講演会など地域の交流の拠点となるホールからなります。隣接する敷地内には、足形工房などが入る多目的観光施設とJAの直販施設などが入る地域交流物産館があります。</p> <p>◆景勝地オンネトーの湖畔にあるオンネトー国設野営場の旧管理棟などは、平成元年に営林署より購入し、現在はオンネトー茶屋として観光協会が管理運営しています。</p> <p>◆町内公園内の建物については、里見が丘公園内の各種レクリエーション施設のほか、芽登本町公園バーベキューハウスや、足寄ウエタスキウイン公園東屋等が含まれます。なお、里見が丘公園の施設の一部管理を民間に委託しています。</p> <p>※公園全体の維持管理についてはインフラ系施設部分に掲載し、ここではレクリエーションに資する建物についてのみ言及します。建物がないもしくは便所だけの公園は除外しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>里見が丘公園各種施設を除き、基本的に現状を維持します。里見が丘公園については、『里見が丘公園再整備基本計画』に基づいた交流ゾーンや出会いの森の計画的な整備・充実と連動し、進めます。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕及び改修を行うことで、長寿命化を目指します。</p> <p>里見が丘公園に関しては利用者へのサービスが重要となるキャンプ場やレクリエーション施設・ビジターセンターの運営については、民間ノウハウの活用、コスト削減の観点から指定管理者制度の導入も検討します。また道教育委員会が管理する「ネイパル」の管理者との連携を密にすることをあわせて検討します。</p>

〔スポーツ施設〕

施設の現状	方針
<p>▶足寄町総合体育館 ▶足寄町温水プール ▶スキー場 ▶ゲートボール場 ▶各地区健康増進センター(室内ゲートボール場)</p> <p>◆上記スポーツ施設のうち、里見が丘公園内にある総合体育館と温水プールは、それぞれ年間約3万～3万5千人程度が利用しています。スキー場は年間40日程度営業しており、平均して3千人程度が利用しています。高齢者福祉の一環として整備されている室内ゲートボール場については、芽登地区の健康増進センターは年200日営業しており、3千人程度の利用がありますが、それ以外は利用日数が限られていることもあり、年間利用者は千人未満です。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>『里見が丘公園再整備基本計画』に基づいたスポーツゾーンの計画的な整備・充実と連動し、進めます。総合体育館と温水プールは、長寿命化工事を実施し、現状を維持します。</p> <p>地区の健康増進センターは、将来極端な利用者の減少や老朽化による改修等の必要が生じた時点で、他地区との集約並びに近隣施設での機能代替等の方向性について検討します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については地域団体や利用者の協力を得ながら継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を定期的に行うことで、長寿命化を目指します。また、総合体育館や温水プールは、再整備計画とあわせた一体的な指定管理者制度など、民間活力の方策も検討します。</p>

④産業系施設

施設の現状	方針
<ul style="list-style-type: none"> ▶大規模草地(各種施設) ▶農業用温泉熱供給施設 ▶足寄町農業研修センター ▶足寄町畜産物処理加工施設 	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>産業の拠点として、基本的に現状を維持します。現在その分野の利用団体に貸付していて利用者が限定される施設については、当該団体への売却や譲渡を含めた協議の検討に入ります。</p>
<p>◆農業系の施設(大規模草地・農業研修センター・畜産物処理加工施設)は足寄町町農業協同組合に管理を委託しています。</p>	<p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については、管理を委託している団体の協力を得ながら、継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指します。</p>

⑤学校教育系施設

〔学校〕

施設の現状	方針
<p>▶小学校(足寄小学校、芽登小学校、大誉地小学校、螺湾小学校)</p> <p>▶中学校(足寄中学校)</p> <p>◆長期的にわたる児童・生徒数の減少が続く中、小学校・中学校の統廃合が進められ、現在は小学校4校、中学校1校となっています。全校児童が10名台の学校が2校あります。耐震診断については、全て完了しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>小学校については、町域の広さなどを勘案し、基本的に現状を維持します。中学校については、必要最低限の数であることから同様に現状を維持します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については、各学校の協力を得ながら、継続的に行います。足寄小学校については、大規模改修の実施計画に従い、床やトイレの改修、照明のLED化などを行います。その他小学校についても、順次老朽化した施設については、不具合箇所の改修を優先的に実施します。</p> <p>児童生徒の安全確保については、施設内の事故防止及び防犯に対する安全管理体制を構築するなど特に重視します。新しい教育環境に対応した学校教育施設の整備拡充に努めながら、教育レベルの維持を図ります。</p>

〔学校給食センター〕

施設の現状	方針
<p>▶足寄町学校給食センター</p> <p>◆1日900食の調理能力のある現給食センターは、平成27年度から稼働をはじめ、1日当たり約750食調理されています。足寄高校の希望者にも給食提供が始まり、提供食数は増加しています。また、災害時の応急給食等炊き出し拠点としても機能します。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>現状を維持します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>給食センターについては、児童生徒数の推移などを勘案した上で、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。床をいつも乾燥した状態で使用でき室内の湿度が低く保たれるドライシステムや、非汚染区域と汚染区域とを明確に区分した配置や調理場内動線により、安心安全な配食に努めます。</p>

〔教員住宅〕

施設の現状	方針
<p>▶教員住宅(各小中学校)</p> <p>◆学校教職員向けの住宅は、道路交通網の整備状況により通勤圏が限られていることや、転勤の多い教員に対して安定した居住先を確保することを目的に整備が進められています。学校の教員住宅については、町有住宅などへの転用も進んでいます。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>老朽化した住宅について計画的に改修を進め、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化を進めます。長期にわたって利用がない住宅については、安全性の観点からも、計画的に除却の方向で進めます。改修や将来的な建替にあたっては、適正な居住水準の確保や冬期の寒さに十分配慮します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>整備・修繕等の維持管理のための点検を定期的を実施し、予防保全的な維持管理に努めます。また、長寿命化のための維持管理の観点では、教職員住宅整備計画を基に修繕や改善等を実施し、長寿命化と維持管理コストの低減に努めます。</p>

〔その他教育系施設〕

施設の現状	方針
<p>▶旧上利別中学校スクールバス車庫</p> <p>▶螺湾小学校スクールバス車庫</p> <p>▶足寄町学習塾</p> <p>◆学校統廃合により学校への通学手段として、スクールバスの車庫や待合所を設置している地区があります。</p> <p>◆足寄高校生の学力向上を支援し、同校の魅力アップを図るため、足寄町学習塾を平成27年10月から始めています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>スクールバス施設については基本的に現状を維持します。</p> <p>足寄町学習塾については、全国でも珍しい公設民営塾として、現状維持を目指します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>整備・修繕等のための点検を定期的を実施し、予防保全的な維持管理に努めます。</p> <p>足寄町学習塾は、全国で学習塾を展開する民間企業が指定管理者として運営を行っています。地域の存続・活性化のための先駆的な施設として、ふるさとに愛着を持てるような環境を引き続き整備します。</p>

⑥子育て支援施設

〔幼児・児童施設〕

施設の現状	方針
<p>▶あしよろ子どもセンター</p> <p>▶足寄町児童館「あしよべーる」</p> <p>▶へき地保育所(芽登・螺湾・上利別)</p> <p>◆あしよろ子どもセンターには認定こども園どんぐり、子育て支援センター、つどいの広場、児童発達支援センター「あゆみ園」が併設されています。開設後10年程度経過していますが、町の子育ての拠点として、いつも元気な子どもたちの声が聞こえています。</p> <p>◆老朽化が進んだ旧下愛冠児童館、旧中央児童館、旧足寄町学童保育所を集約した足寄町児童館「あしよべーる」が平成28年度に完成しました。1階部分は児童館として活用され自由に遊ぶことができます。また、一般の方も利用できる図書室の分室も開設しています。2階部分は町学童保育所(放課後児童クラブ)として利用しており、本町の放課後児童対策の拠点施設として利用されています。</p> <p>◆本町の広大な広域に対応するため、学校やコミュニティセンターに併設された3箇所のへき地保育所があります。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>子どもセンターと児童館は、現状を維持します。へき地保育所については、広大な本町の町域並びに地区の位置を考慮しながらも、町の規模にふさわしい子育て支援施設のあり方を検討します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については、各施設の協力を得ながら、継続的に行います。今後想定される老朽化を見越し、不具合箇所の修繕を優先的に実施します。園児の安全確保については特に重視するとともに、施設内の事故防止及び防犯に対する安全管理体制を構築するとともに、国の子ども子育て支援施策で言及されている新しい保育・教育環境に対応した施設・サービスの整備拡充に努めながら、レベルの維持を図ります。</p>

⑦保健・福祉施設

〔高齢者福祉施設〕

施設の現状	方針
<p>▶高齢者等複合施設「むすびれっじ」 (地域支え合いセンター〔地域交流施設・小規模多機能型居宅介護施設〕、生活支援長屋、認知症高齢者グループホーム)</p> <p>▶足寄町特別養護老人ホーム・足寄町デイサービスセンター</p> <p>◆「医療と介護、保健・福祉連携システム」構築の一環として、平成24年11月「足寄町生活・福祉拠点ゾーン基本計画」に基づき、高齢者等複合施設を整備してきました。足寄町特別養護老人ホームは、昭和50年に開設され、平成6年に部屋の増改築を行いました。併設されているデイサービスセンターについては平成21年度から社会福祉協議会に貸与しており、同会が管理運営しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>基本的に現状を維持します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>高齢者等複合施設「むすびれっじ」は、平成28年度現在社会福祉協議会が指定管理者として運営しています。比較的新しい施設ではありますが、中期的に進展する高齢化の状況を踏まえ、医療と介護、保健・福祉分野の連携システムのさらなる充実を図りながら、施設の長寿命化に向け日々の点検・診断・報告や維持管理について、継続的に行います。</p> <p>特別養護老人ホームは40年以上経過していることもあり老朽化は否めません。施設については、不具合箇所の修繕を優先的に実施します。施設利用者の安全な自立支援の視点から施設の管理運営を行います。デイサービスセンターは、貸付先と協議の上、適切な維持管理を行います。</p> <p>町の『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』や『障害者計画・障害福祉計画』に記載されている各種サービス提供体制との整合性に引き続き配慮します。</p>

〔介護予防施設〕

施設の現状	方針
<p>▶老人憩の家、寿の家</p> <p>▶旭町ふれあいプラザ</p> <p>◆老人憩の家、寿の家は高齢者の介護予防を図る施設として、老人クラブ活動や生きがいデイサービス事業を実施しています。</p> <p>◆生涯学習館と同じ敷地内にある旭町ふれあいプラザについても、高齢者の介護予防活動の場として活用されています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>基本的に現状を維持します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>高齢化及び保健・福祉政策の範囲の広がりや多様化の状況等を踏まえ、施設の長寿命化に向けて努力します。日々の維持管理については利用者の協力を得ながら継続的に行います。</p>

⑧行政系施設

〔庁舎等〕

施設の現状	方針
<p>▶庁舎</p> <p>◆平成18年に竣工した役場庁舎には、足寄町有林のカラマツ材を町内で集成材として加工したものを使用しています。また、暖房にはカラマツペレットのペレットボイラーを導入しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>現状を維持します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とします。庁舎来訪者並びに職員の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修を基本とした維持管理を行います。災害時の防災拠点となることを踏まえ、安全確保の観点を重視します。</p>

〔消防施設〕

施設の現状	方針
<p>▶足寄町消防総合庁舎</p> <p>▶分団消防会館(大誉地、芽登、上利別、中足寄、上足寄、螺湾)</p> <p>◆本町の消防事務はこれまで一部事務組合である池北三町行政事務組合で行ってきました。平成28年度より十勝管内の6消防本部が一本化され「とかち広域消防局」となりました。町内には足寄消防署(消防庁舎)と、地域に根ざした活動を行う6つの消防団(分団消防会館)が連携して住民の暮らしを守っています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>基本的に現状を維持します。ただし、常備消防事務に関しては、「とかち広域消防事務組合」の決定に従います。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>とかち広域消防局が消防署毎に定める消防施設等の整備計画に従います。修繕・点検に関しての費用は町負担であることから、日々の点検・診断・報告並びに維持管理については継続的に行います。</p> <p>分団消防会館は、地域住民の協力を得ながら、継続的に管理を行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、施設維持のために必要な外壁や屋根等の修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指します。</p>

〔その他行政系施設〕

施設の現状	方針
<p>▶霊園、火葬場</p> <p>▶公衆便所</p> <p>▶職員住宅</p> <p>▶車両センター</p> <p>▶一般廃棄物処理施設</p> <p>▶携帯電話基地局</p> <p>◆火葬場については、年間100件程度利用があります。霊園の建物は東屋と便所ですが、今後霊園自体の区画を増やす計画もあります。（※集落墓地には建物がいないため、ここでは対象外）</p> <p>◆公衆便所は、基本通年開放しており、作業員による清掃が行われています。（公園の便所単独施設もここに含みます。）</p> <p>◆職員住宅は現在27戸があります。築40年以上が経過し老朽化が進んでいる施設もあります。</p> <p>◆車両センターは、除雪車や重機類の保管施設として機能しています。</p> <p>◆一般廃棄物処理施設は、池北三町行政事務組合の共同処理施設「銀河クリーンセンター」が、平成31年度中に最終処分場の埋立許容量に達する予定となっていることもあり、今後の処分場の確保等について検討を行う必要があります。</p> <p>◆携帯電話基地局は、携帯電話事業者2社に無償で貸付し、管理は携帯電話事業者が行っています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>数量については、それぞれ基本的に現状を維持し、使用を継続します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とします。利用者の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修をもとにした維持管理を行います。</p> <p>特に火葬場については、円滑な火葬業務を行うため、火葬炉機器の維持補修による適正管理を行い、施設の機能保持を図ります。</p> <p>また、職員住宅については、公営住宅等の施設管理の方針に則り、維持管理を行います。</p> <p>携帯電話基地局については、携帯電話事業者と連携し維持管理を行います。譲渡についての可能性を模索します。</p>

⑨公営住宅

〔公営住宅等〕

施設の現状	方針
<p>▶公営住宅(校南団地、東団地、栄団地、下愛冠団地、北星団地、美盛団地、大誉地団地、芽登団地、北団地、南区団地)</p> <p>▶町有住宅(単身勤労者住宅、愛冠、螺湾、上足寄、芽登、上利別、下愛冠、中足寄)</p> <p>▶特定公共賃貸住宅(南団地)</p> <p>◆公営住宅は、平成16年3月に『足寄町公営住宅ストック総合活用計画』を策定するとともに、平成26年12月に『足寄町公営住宅等長寿命化計画』の見直しを行い、高齢者世帯や子育て世帯など、さまざまなニーズに合った公営住宅の整備を進めてきました。まちなかへの居住が可能となり医療・現在地へ福祉拠点と連携した公営住宅に対する町民の期待やニーズは高い一方で、現在地での居住継続を希望する世帯への対応や平屋建公営住宅の整備供給が課題としてあげられています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>平成26年度に策定した「公営住宅等長寿命化計画」によると、平成36年における入居者数を、世帯数の将来推計に基づき、350世帯程度と設定しています。また、目標管理戸数は、スムーズな移転・住替えに対応するため入居設定数に10戸程度の余力を見込み、360戸程度を目標としています。</p> <p>老朽公営住宅解消を目的とする建替事業を今後10年以内に完了させるため、北星団地の解体(一部修繕)及び美盛団地の建替と並行して、高齢者等複合施設「むすびれっじ」の隣接地に「はるにれ団地」を建設し、計画的な新団地の整備を進めることで、公営住宅等における入居世帯とのミスマッチの解消を図ります。建替にあたっては、「公営住宅整備基準」をはじめ道の方針による整備水準を基本とし、足寄町の気候風土や地場産材の活用など地域特性に対応した整備を目指します。</p> <p>その他町有住宅、特定公共賃貸住宅についても現状建物は基本維持しますが、教員住宅等から用途変更による分の増加を見込みます。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>『足寄町公営住宅等長寿命化計画』を基に長寿命化のための維持管理を最優先に、改善事業(居住性確保型・福祉対応型長寿命化型)並びに、修繕事業を実施します。</p> <p>長寿命化のための維持管理に関しては、ライフサイクルコスト縮減のため、住棟・住戸に応じた予防保全的な修繕並びに点検を計画的に行います。定期点検を行い適切な修繕や改善を行うことにより、安全性を確保します。</p>

〔交流型滞在施設〕

施設の現状	方針
<ul style="list-style-type: none"> ▶多目的交流施設 ▶新規就農者技術習得研修施設 	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>現状を維持します。</p>
<p>◆多目的交流施設は、築25年の帯広開発建設部の旧足寄道路建設事務所を改修して平成28年10月に開設、下宿を希望する足寄高校生徒や移住体験者らを受け入れる拠点として期待されています。</p> <p>◆学生の体験農業や若い新規就農希望者の一時的な住まいとして、新規就農者技術習得研修施設があります。中長期の滞在に対応できます。</p>	<p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告並びに維持管理については指定管理者及び利用者と協力し、継続的に行います。</p>

⑩その他

〔貸付施設〕

施設の現状	方針
<p>▶西小学校共済住宅</p> <p>▶旧足寄学童保育所</p> <p>▶高齢者生きがいセンター</p> <p>▶旧足寄西中学校</p> <p>▶旧法務局</p> <p>▶旧エゾシカ解体処理加工施設</p> <p>▶旧樹芸樹木園地</p> <p>◆上記施設については、利用団体に基本的に貸付をしています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>施設機能を維持したままでの現利用者や地区への移譲についても協議や検討を進めます。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告並びに維持管理については現利用者と協力・協議し、安全面に留意し継続的に行います。</p>

〔休止中施設・旧施設〕

施設の現状	方針
<p>▶旧ヘイキューブ</p> <p>▶旧青少年会館</p> <p>▶旧学校施設</p> <p>▶部落会館</p> <p>▶老人健康増進センター(一部)</p> <p>▶旧足寄ヘリポート</p> <p>▶茂足寄物産展示施設</p> <p>▶地域特産品加工場</p> <p>◆町内には、統廃合や建替等により使われなくなった旧施設があります。既に『足寄町過疎地域自立促進市町村計画』や『足寄町第6次総合計画前期実施計画』で除却に関して記載されているものもありますが、転用の可能性はあるものの具体的な譲渡先が未決定のものや、方向性が定まっていない施設もあります。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>長期にわたり活用策が見いだせない施設については、除去の対象となります。また、廃校となった校舎等については、地域住民の活性化促進の場として活用していますが、施設の老朽化や耐震性の確保などの安全性の問題があります。老朽化等により、建替が行われた施設については、安全性やコスト面に配慮し、優先順位をつけた上で計画的に除却を進めます。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>未利用施設であっても、建物の維持に関しては地域住民に対して安全対策や防犯対策を万全に行うことで、事故や崩落のないように努めます。</p>

(2) インフラ

①道路(橋梁含む)

現状	方針
<p>◆本町が維持管理する道路には町道、農道、林道があります。</p> <p>◆町道は産業の振興、住民生活の安定と福祉の向上や地域間交流の促進など地域社会を形成する上で重要な役割を果たしています。改良率は67.1%、舗装率は53.1%ですが約3分の1が未改良道路です。</p> <p>◆農道は、大型機械の運行、農畜産物の集出荷及び生産資材等の大量輸送や輸送回数の増大に対応するため、これまでも基幹的な路線を中心に整備を行ってきています。</p> <p>◆林道は、健全な森林の維持管理や効率的な林業経営を展開していく上で基幹的な役割を担っています。</p> <p>◆『足寄町第6次総合計画前期実施計画』『足寄町過疎地域自立促進市町村計画』に基づいた計画的な整備の実施及び改修・補修の実施により施設の保全を行っています。</p>	<p>【設置(数量)について】</p> <p>現存の道路については現状を維持します。今後の新設については、中長期的な社会情勢を見極め、慎重に検討の上決定します。</p> <hr/> <p>【管理運営(品質)について】</p> <p>道路については、『足寄町第6次総合計画前期実施計画』『足寄町過疎地域自立促進市町村計画』に基づき、計画的な改良舗装及び改修・補修の実施により施設の保全を引き続き行います。交通安全施設の整備充実を図ります。橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、予防保全的な修繕・架替を図ります。</p> <hr/> <p>【コストについて】</p> <p>施設管理の効率化と道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。経済性を考慮した適切な道路整備を行います。</p>

②上水道等

現状	方針
<p>◆本町では市街地を中心に、上水道の整備を進めています。平成27年度末の給水人口は5,576人です。また、6地区の拠点地区には簡易水道が、西足寄地区は専用水道が、その他地区には営農用水や簡易給水施設が整備されています。</p> <p>◆概ね全町に整備を図っていますが、農村地域に散在する農家については、受益戸数が少数であるなどの理由から給水制度を活用することができないため、未整備の状況にあります。</p> <p>◆『足寄町第6次総合計画前期実施計画』『足寄町過疎地域自立促進市町村計画』に基づいた計画的な整備の実施及び改修・補修の実施により施設の保全を行っています。</p>	<p>【設置(数量)について】</p> <p>給水人口、給水量による効率的な管路網の構築に向け、中長期的な人口・利用人数の動向や、町内各地域の居住環境の変化等に留意し、必要性和効率性を慎重に検討した上で各種水道管の整備を引き続き行います。</p> <hr/> <p>【管理運営(品質)について】</p> <p>水道サービスの安定性確保と、安心安全な水の供給を図るため、施設の長寿命化を進めます。敷設後相当年が経過し老朽化した水道管や設備の計画的な更新、施設・維持管理機器等の整備を行います。漏水調査を引き続き行います。水源汚染事故防止や濁水、地震災害時の安定供給にむけての対策を引き続き進めます。</p> <hr/> <p>【コストについて】</p> <p>施設管理の効率化と管路材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。</p> <p>法規等の弾力的な運用に努め、適正な事業規模、経済性を考慮した適切な管路整備を行います。</p>

③下水道等

現状	方針
<p>◆本町では市街地において、平成7年度から公共下水道の整備を進めています。平成27年度末までに3,173人が下水道に接続しています。また、公共下水道の排水域外にも、住居が点在していることから、合併処理浄化槽の整備を進めており、平成27年度末で整備済みは467人となっています。</p> <p>◆平成27年度末の水洗化率は56.6%※で、全国平均と比較して低い水準となっており、生活排水の総合的な対策を図るため、地域の実情に応じた効率的・効果的な下水処理施設の整備を推進する必要があります。</p> <p>(※単独処理浄化槽設置人口398人を加えた割合)</p>	<p>【設置(数量)について】</p> <p>より衛生的で快適な生活環境の創出を目指すとともに、河川の水質保全を図り、恵まれた豊かな自然環境を保つため、計画的・効率的に下水道を含む生活排水関連施設の整備を進めます。下水道終末処理場は現状を維持します。</p> <p>ただし、各種整備には、長い年月と膨大な費用がかかるため、中長期的な人口・利用人数の動向や、町内各地域の居住環境の変化等に留意し、慎重に検討するものとしします。</p> <hr/> <p>【管理運営(品質)について】</p> <p>安定的な汚水処理を図るため、施設や管路の長寿命化を進めます。計画的な更新、施設・維持管理機器等の整備を行います。</p> <hr/> <p>【コストについて】</p> <p>施設管理の効率化と管路材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。</p> <p>法規等の弾力的な運用に努め、適正な事業規模、経済性を考慮した適切な管路並びに施設整備を行います。</p>

④公園

現状	方針
<p>◆本町には、都市公園法に基づき、総合公園として里見が丘公園、近隣公園として北星公園、街区公園等として20の公園があります。また、その他の公園として8の公園が設置されています。</p> <p>◆住民の交流、やすらぎ、憩いの場である公園は、施設の老朽化が進み、利用形態も大きく変化していることから、地域のニーズに沿った施設の修繕・改修等の施設整備により、長寿命化を図りながら、周辺環境と調和した安全で利用しやすい公園の整備が必要です。</p>	<p>【設置(数量)について】 公園全体の数量については、現状を維持します。</p> <hr/> <p>【管理運営(品質)について】 公園施設長寿命化計画に基づき、各公園の遊具修繕を行い、地域ニーズに沿った施設整備を図ります。</p> <hr/> <p>【コストについて】 ライフサイクルコスト削減に向けて、施設の安全性確保や樹木の剪定、間伐に必要となる点検を定期的に行い、日々の業務で対応できるように努めます。</p>

※里見が丘公園再整備事業に関する建物については、レクリエーション・観光施設部分に記載しています。